

広川町農業委員会
第 34 回総会議事録

令和 8 年 5 月 7 日

広川町農業委員会第 34 回総会議事録

令和 8 年 5 月 7 日広川町農業委員会第 34 回総会が広川町役場 3 階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知
 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件
 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
 議案第 4 号 非農地証明に関する件
 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による広川町農地利用集積等促進計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏 名	議席	氏 名
会長	古 賀 秀 之	6	稲 員 繁 広
会長代理	山 村 佳代子	7	鐘ヶ江 百合子
欠	中 村 和 浩	8	舩 越 誠 治
2	萩 尾 喜久夫	9	稲 員 雅 史
3	丸 山 敬二郎	1 0	野 田 光 浩
4	馬 場 啓 介	1 1	中 島 隆 二
5	渡 邊 和 江	1 2	古 賀 貴美夫

農地利用最適化推進委員

議席	氏 名	議席	氏 名
1 5	田 中 健 一	2 2	弓 削 和 幸
欠	姫 野 剛	2 3	末 安 富士子
1 7	欠 員	欠	野 田 隆 文
1 8	小 林 栄 一	2 5	山 下 淳
1 9	山 下 憲 繁	2 6	渡 邊 和 宏
2 0	馬 場 健 作	2 7	古 賀 優
2 1	雨 森 純 司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

農業委員会係長 砥上 俊弘 書記 梶原 脩慈

会長代理 山村佳代子 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項 1 件、議案第 1 号 2 件、議案第 2 号 1 件、議案第 3 号 7 件、議案第 4 号 3 件、議案第 5 号 2 件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてをお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、7 番・鐘ヶ江百合子 農業委員、9 番・稲貝雅史 農業委員を指名し審議に移ります。報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知について順位 1 大字水原 借受人：■■ ■■ 貸付人：■■ ■■ 申請理由 借受人の都合により解約。順位 2 大字水原 借受人：■■ ■■ 貸付人：■■ ■■ 申請理由 地権者の都合により解約。順位 3 大字久泉 借受人：■■ ■■ 貸付人：■■ ■■ 申請理由 耕作者の都合により解約。順位 4 大字久泉 借受人：■■ ■■ 貸付人：■■ ■■ 申請理由 地権者の都合により解約。順位 5 大字広川 借受人：■■ ■■ 貸付人：■■ ■■ 申請理由 農地売買のため。

議長 報告事項について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

10 番 野田光浩 農業委員 順位 1 から 4 についてその後はどうなるのか。

事務局 次の方が借りる予定がはいっております。

議長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 質問意見もありませんので、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について附議します。順位 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字日吉 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 売買

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

19 番 山下憲繁 推進委員 譲渡人が遠方に住んでおり管理できないので隣の譲受人に売られるとのことです。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字藤田 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

27 番 古賀優 推進委員 譲受人は野菜を作るとのことです。よろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 対象の土地は写真上のどこになるのか。

事務局 立地の説明

12 番 古賀貴美夫 農業委員 この土地は、耕作されておらず草木が繁茂している状況であったため譲受人が購入されて管理されるのであればそっちのほうがいいと思います。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字長延 申請人：■■ ■■ 申請理由：耕糸干場用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

18 番 小林栄一 推進委員 耕の干場ということで届出があっております。よろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

2 番 萩尾喜久夫 農業委員 この場所は、基盤整備地区内ではないのか。

事務局 対象地は基盤整備地区ではありません。

2 番 萩尾喜久夫 農業委員 一番長い干し場で何メートルあるのか。

事務局 南北で 27 メートルあります。

7 番 鐘江百合子 農業委員 農業用施設の届出を出せばなにをしてもいいのか。

事務局 申請時に農業用施設設置と砂利を引くところまで申請をされております。

10 番 野田光浩 農業委員 水利の許可は取っているとのことだが用水が入るのはそこが最後ですかね。

2 番 萩尾喜久夫 農業委員 ここが最後です。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 3 号農地法 5 第条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字水原 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：資材置場

議 長 事務局の説明が終わりましたが担当委員が欠席のため現地調査を行った委員の説明をお願いします。

5 番 渡邊和江 推進委員 周辺への悪影響はないと思われました。

議 長 委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 場所は保育園の南側ですかね。

事務局 そのとおりです。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 番について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字古常 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：駐車場用地

議 長 事務局の説明が終わりましたが担当委員が欠席のため現地調査を行った委員の説明をお願いします。

山村佳代子 会長代理 従業員や自分の駐車場用地として利用する計画です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 代理の説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 渡辺さんは何をされてある会社ですか。

議 長 施設空調整備等を行っています。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 番については山村佳代子代理の関連の案件となりますので退席願います。事務局の説明をお願いします。

山村佳代子 会長代理 退室

事務局 順位 1 大字長延 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：物流倉庫用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いします。

18 番 小林栄一 推進委員 1 年半ぐらい前に農振協議会にかかり、今回申請が上がりましたのでよろしくお願い致します。

議 長 担当委員さんの説明が終わりました。本日は申請人を総会へ呼び出していますので入室願います。

申請人：■■ ■■ 入室

申請人より計画について説明

議 長 事業者の説明が終わりましたので申請人への質問ご意見等ありますか。

19 番 山下憲繁 推進委員 計画地の下流には清楽高間地区があり、そちらに全部排水する計画となっている。排水を行う河川の合流部は現在も大雨の際、灌水している状況であるため排水の懸念がある。排水量の計算は法律上クリアしているとは思いますが、計画地の南側は現状南に流れているのでそちらに流し、水量を減らすことができないか。

申請人 南側に流れている水は太原へ向かって流れているのか。

19 番 山下憲繁 推進委員 現地調査と現在耕作している方に聞いたら南側に流れた水は西側にあるため池まで流れ込みがあると聞いているので、半分に分けることはできないか。

申請人 ため池の水源地になっているのか。ため池自体が高地だと認識していましたが。

19 番 山下憲繁 推進委員 水路を辿って歩いて流れを確認しました。

申請人 丸山敬二郎 農業委員 本当にその水路は県道をまたいで流れるのですか。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 その水路は県道をくぐり渡辺製材所の南側へ流れている。渡辺製材所の西側にも水路があり、その水路はため池へ流れている。

申請人 ため池へ流れ込んだ後はどの方向へ流れていくのか。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 高間の方へいく。余剰の水に関して一部太原へ流れる。

申請人 ため池の水を利用して作る田はないと聞いている。

10 番 野田光浩 農業委員 四反作っている田はどのように作っているのか。

申請人 転倒堰から水をあげている。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 転倒堰の場所はどこか。

事務局 転倒堰の場所を示す。

申請人 転倒堰から下流の合流地点から県の河川となっており改修工事を予定しているとのこと。

10 番 野田光浩 農業委員 何の改修工事ですか。

申請人 県の管理である高間川の河川改修工事です。上流は町の管理となっており、町も河川改修を予定している。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 どこからが上流部になるのか。

申請人 合流してるところから上流部が町の管理する河川となっている。その河川の流域に対しての説明を十何件か回り報告をしている。ほとんどの方に了解を得ている。農地の地権者についても了解を得ている。

19 番 山下憲繁 推進委員 排水を分けることができるのかを回答いただきたい。

申請人 別の河川に流したほうがいいという意見ですかね。

19 番 山下憲繁 推進委員 計画地は現在分散して流れており、今回の計画では一か所にまとめて流す計画となっている。それを分散させることができないか。

申請人 南側下流の断面が足りないと思われる。町が管理する河川に流れ込む水路も一部改修しなければ足りないので、改修計画となっている。

8 番 船越誠治 農業委員 説明をいただいておりますが、山下委員の排水を分けられるかの回答をお願いします。

申請人 地元の農業委員が可能と判断するならできます。

10 番 野田光浩 農業委員 水の流れは分散できるということか。

申請人 以前、排水問題があった場所に影響してくる。

19 番 山下憲繁 推進委員 今現在流れている分を調整して下流に流すのではないかな。

申請人 ですので、調整池作成を依頼し下流の了承も得ている。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 調整池の大きさはどれくらいかな。

申請人 収容量は 1,400t あります。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 排水角度は北側についているのかな。

申請人 図面真ん中の水路に集水し北側に流れるようになっています。法面及び南側の 1,000 m²については自然流下で南側に排水する。

10 番 野田光浩 農業委員 800 の水路を 1,000 に改修予定の水路はどの部分になるのかな。

申請人 図面の調整地と建設予定地をつなぐ水路となっています。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 1,400t の水を溜めるならどのくらいの深さになるのかな。

申請人 1m ほど掘り下げる予定です。

5 番 渡邊和江 農業委員 現地調査の際、改修予定の水路は土水路であり、深さもあまり深くなかった。現在の水路幅から広げるのかな。また、水路の側面はコンクリになるのかな。水路の流末はゴルフ場からの水路と合流しているが、以前の災害で被害があり復旧されていた。その高さまでの底になるのかな、一番低い田の高さに合わせるのかな。

申請人 ゴルフ場からの水路の際を通って流す計画もあったが民家が障害となり断念した。民家の手前から左側を通る計画となっている。土水路に関してもコンクリート製品で施工予定である。水路幅に関しても、断面を測って水量を計算しております。

9 番 稲員雅史 農業委員 地元の農業委員推進委員はどうお考えかな。

19 番 山下憲繁 推進委員 高間川の合流地点が現在でも大雨の際溢れている。今回の計画で上流からの水量が増えるのは目に見えている。計算上は問題なくとも、排水を分散できないだろうかなというお願いをしております。

4 番 馬場啓介 農業委員 排水を分散させることは可能なのかな不可能なのかな。

申請人 太原行政区を含む下流の行政区が良いと言えばできます。

19 番 山下憲繁 推進委員 分散させることの検討はしていただけるのかな。

申請人 下流域の了解が取れるなら可能です。

10 番 野田光浩 農業委員 太原側に流した場合どこに流れは行くのかな。

申請人 太原の土地改良区内の水路を通り、運動公園の横にある水路の流れに乗せる。

18 番 小林栄一 農業委員 昔は、計画地付近の水が高間川に流れていくことはなかった。県道や様々な開発により流れ込みが発生した。昔の水の流れである太原に流してほしいと山下委員は言っている。

申請人 その場合、最終の放流が川瀬のコスモスの裏に流れる。

10 番 野田光浩 農業委員 当条で同じような倉庫の案件があったがかなり大きな調整池を作っていた。水路に関しても転倒堰を付けてもらっている。そのような考えはないのか。

申請人 既に転倒堰がある。県の考えは県営河川の水量は考えなくてよいというものである。

10 番 野田光浩 農業委員 当条のような大きな調整池を作らないのか

申請人 当条の調整池は排水する水路が小さく流量が確保できないため大きくなっている。今回の計画地は放流先の断面を計算するとこの大きさで足りるとなっています。県の助言では水路改修を行えば、調整池は必要ないと言われた。

19 番 山下憲繁 推進委員 県は高間川の災害の現状を知っているのか。

申請人 河川改修のことは地元も知っているのではないかと聞いている。用地買収は完了していると聞いているが。用地については現状の倍程度確保していると聞いている。町河川も計画していると聞いている。

19 番 山下憲繁 推進委員 河川改修の地元説明はない。改修の計画はあるけれども時期は未定なんです。地元は、どちらの話も上がってきていない。計画があるという話も上がってきていない。現状が改修されていないため、少しでも分散してもらいたい。ため池も調整池として使えるのではないかと聞いている。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 太原だけではなくため池を通して流してほしい。

申請人 どの水路にあたるのか。

9 番 稲員雅史 農業委員 申請人は現地に行って確認したらどうか。ほとんどわかるわからないの話ですよ。地元の要望をきくならだけど。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 太原に流すのは現状の流量だけにしてほしい。

申請人 南側の流量を流していいということですか。その場合、下流の河川に影響が出ると聞いている。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 なら、調整池をできる限り深くしたらいいのではないかと聞いている。

10 番 野田光浩 農業委員 この案件を保留にし、全員で現地を見に行ったらいいのではないかと聞いている。

議長 質問がなければ、採決前に申請人には退室していただきます。

事務局 地形図から行きますとため池の余剰水については太原に流れている。高間川にはいない。

申請人 ため池の放流口を全て開けないと余剰水はすべて太原にいきますが。

19 番 山下憲繁 推進委員 ため池の受益者がいないのであれば空にして調整池で使えばよいのでは。

申請人 ため池を触るのであれば、町の了解がないといけない。満水までたまった状態なので、調整機能はないかと思います。

10 番 野田光浩 農業委員 普段の状況はどうなっているのか。

事務局 満水状態です。

申請人 ため池に計画地の水を流してしますと満水状態のため、全て太原に流れてしまいます。ため池の放流口の放流先の水路は整備されてあるのか。放流しても高間川に流れつく。

10 番 野田光浩 農業委員 高間川流域の行政区には何か連絡はされたのか。

申請人 何もしていません。

10 番 野田光浩 農業委員 高間川は当条までできていますが。

申請人 高間川は県営河川であり、県営河川の流れ込みまでは協議をしてくれとのこと。県営河川の流れについては県が請け負うとのこと。

5 番 渡邊和江 農業委員 計画上は問題ないかもしれませんが、県の人、下流域の人たちがどのような水害を受けているか、わかってないかもしれません。太原と高間の行政区に説明に回り、了承を得たほうがいいのではないかな。

申請人 18 件、個別に地元説明に回っております。17 件から了承は得ております。

5 番 渡邊和江 農業委員 許可後から一年以内に完成する計画だが、できた後に説明しても遅いのではないかな。

10 番 野田光浩 農業委員 高間川は越水寸前になった。行政区長には説明が必要なのでは。

申請人 責任の所在を県が明確にしており、県営河川についてはどうしようもない。

申請人：■■■ ■■■ 不動産担当者 退室

議長 申請人の説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

19 番 山下憲繁 推進委員 今分散してくれというお話をしていますけれども、反対側に分散したことによって他のところが冠水がひどくなる恐れもあると思いますので、以前から町の方に地元依頼しています合流部の河川改修を急いでもらうように要望いたします。

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 県の法律で開発規模に応じて遊水地を作らなければならないとあると思うが、本案件についてはどの程度の規模となるのか。

事務局 開発に伴うものなので、福岡県の都市計画課の開発の手引きに準じて流量計算はされています。それで、調整池は本来必要ないということです。それを申請者の努力で調整池も構えて受ける。現在の大きさでも問題ないということです。

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 牟礼の開発地はとても大きなものを作っていたと思うが。

事務局 その開発については、下流の水路が狭いため大きな調整池を作る必要があった。今回については、下流の水路断面があるため本来必要ないが、小規模の調整池を作成している。計算上では、県が規定している計算上はクリアしている。

12 番 古賀貴美夫 農業委員 業者の話では、当条の調整池は普段は空の状態にしておくとのことであつたと思うが、今回作る調整池も普段は空にしておくのか。

事務局 町の聞き取りでは、普段は空にしておくとのことです。

19 番 山下憲繁 推進委員 調整池の維持管理については、町にしてもらう計画とのことでしたが、そこははっきりしているのか。

事務局 設計者の話では、その方向で町と調整を進めているとの話でした。

19 番 山下憲繁 推進委員 まだ決まっていないのか。

事務局 私は存じ上げておりません。

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 開発規模が大きく、場所が分からなくて、言われていることが理解できないので、全員で 1 回見に行ったらどうですかね。現地で説明してもらおうとわかりやすく助かります。日を改めて行くのはどうですか。ほかの方はどう思われますか。

9 番 稲員雅史 農業委員 先ほど、山下推進委員が言った分散ができるかできないかというのは検討の余地があると思いますので、今決めることもないのではないかと。分散が出来るかできないかもわからない、行政区との話し合いもあるので多少なりどういう方向で行くのか。

議 長 同意書は 16 件分ここにあります。

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 水の流れが影響するのは 18 軒しかないのか。

事務局 私の地元であります、隣組に加えて隣接農地の方から同意を取っております。

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 その 18 軒が水の流れていくところなのか。

事務局 流末の隣組と隣接農地の方です。

5 番 馬場啓介 農業委員 行政区での地元説明はあつたのか。

事務局 行政区での地元説明はしていないが、その代わりとして個別に訪問説明をしている。加えて、後日区役員会の中で説明をされるそうです。

9 番 稲員雅史 農業委員 地元が納得していない様子なので心配をしている。地元が問題ないというなら何の心配もないんです。最初から水の心配をされてあるじゃないですか。

2 番 萩尾喜久夫 農業委員 太原は小さい川しかありません、用水程度しかありません。長延から県道を横断するところで溢れています。コンビニのところもすぐ溢れるし、同じようにそこの一体も太原に溢れてくると思います。現状以上の水を太原に流すのは無理です。どこに流すかと言ったら、高間川に流すしかない。設計者の案しかないと思います。それで

も洪水が起こるということであれば、県が悪いのであって我々に責任はない。

議長 他にご意見はありますか。ということで、色々な意見を出していただきました。そういう風な中で、地元の山下さんからですね、行政としても対応するとお願いをするということが言われておりますし、事務局長の方から地元の方を回っていただいて承諾していただいているというところもありますけれども、それはもう各々の考えですね、採決をしていただくしかないかなという風に思います。そういう風な中で、どこかで採決をきちっとやらないといけないということになります。ただこの重要案件でございますので、その辺のところも含めてですね、皆さん方から頂いた否決理由なりはきちっと相手に伝えないといけませんので、そういう風な中で各委員さんがそれぞれ基本的な考え方の中で賛否を判断していただければと思います。

議長 ではここで採決をいたします。承認される方はですね、挙手をお願いしたいと思います。はい。それではこれを記録します。否決される方については再度挙手をお願いします。

委員 賛成 3 名、否決 8 名

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 全員で現場を見て話し合いをしてからもう一度議案を上げてもらったほうがいいと思ったのですが。地元の委員が納得していないので。

5 番 渡邊和江 農業委員 地元行政区の説明会が後日開催されてから聞いてもよいのでは。

議長 地元説明会が総会後になるので個別に回って同意を取られております。

5 番 渡邊和江 農業委員 農業委員としても現地調査をしている者は想像つくが現地を知らない委員はわからないこともある。農業委員として責任があるのでわからないものに手は上げれないと思いますが。

12 番 古賀貴美夫 農業委員 賛成に挙げました。当初、地元の山下委員は排水を分けていただきたいという方向をお願いをしておりましたが、最後には、河川の改修を町に要望しますということで言われました。萩尾委員が言われていた南側が現状でいっぱいいっぱい今の水量から増やすことは難しいのではないかと言われました。設計者も言われておりましたが調整池に一階溜めて流すようにしているとはっきり言われてあった。現地を見に行くのもいいが、見に行ったら判断というのも私はできないと思う。以上をまとめると、業者が提案している内容で良いと思ったので賛成のほうに入りました。

8 番 船越誠治 農業委員 太原に流させてもらおうと、途中で話に上がりました野球場から河川へ流れていきます。そこは過去に浸水し最終的に商業施設の脇から県道に溢れた。長靴を履いて歩いたが、交通の要所である県道にまで影響が出る水量です。これ以上松ノ木川に流れないほうがいいかと思いますが、農業委員会として見た場合に、委員自身の意見をしっかりと持つためには現場をきちんと見たほうがいいのではないかと。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 否決に手を挙げましたが、調整池を別の個所に増設できればいいかと思っています。太原には現状程度の水量しか流さないでほしい。その他については、調整池に流してほしい。

4 番 馬場啓介 農業委員 賛成に挙げました。転用案件に対して近隣農地にどのような影響があるかを審議する場だと思っておりますので、影響のある農地の承諾も得てありましたので賛成しました。

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 農地に対してはいいけれども、生きている人間は流れてもいいということか。

4 番 馬場啓介 農業委員 それは行政のほうで対応していただくしかないでしょう。申し訳ないけど、この場合は農地をどうするかを審議するところでしょう。

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 農地をどうするかはもちろん審議はしますが、私の家が浸かったときに大変だったから他の人も浸からないほうがいいかなと思ってでした。

4 番 馬場啓介 農業委員 その考えはわかりますが、周りの農地をどうするか、どのような影響があるのかを審議する場であって宅地にどのような影響があるのかを審議する場ではないと思っている。

議 長 それでは意見を出していただきましたので、一応それは記録として残し、採決をとった結果としては否決というようことになりましたので、それで報告をさせていただきたいという風に思います。

事務局 よろしいですかね？採決の結果否決、否決の理由を付して県の方には進達をいたします。

山村佳代子 会長代理 入室

議 長 続きまして順位 4 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 4 日吉 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：現場事務所駐車場資材置場用地（一時転用）

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いします。

19 番 山下憲繁 推進委員 鉄塔工事の一時資材置場ということで、近くの土地を借りて資材を置き終わったら元に戻すそうです。所有者は近くの方です。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 4 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 5 及び 6 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 5 新代 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：自宅駐車場用地
順位 6 新代 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：自宅通路用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

22 番 弓削和幸 推進委員 順位 5 の譲受人が駐車場用地として譲渡人の土地を相談したところ隣接地まで購入してほしいと言われた。そこまで広くは買えないので順位 6 の譲受人に相談したところ通路が欲しいと思っており話がついた。特別問題はないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 5 及び 6 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 5 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。

議 長 続いて順位 6 について採決に移ります。順位 6 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 7 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 7 新代 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：賃貸集合住宅用地(5 棟)

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

23 番 末安富士子 推進委員 事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 7 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 水路が北側にあると思うが入り口はどうなるのか。

事務局 図面が分かりにくいですが北側からは入らず東側に入口があります。

8 番 船越誠治 農業委員 開発地のすぐ東側にアパートがあり、側に道がある状態です。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 7 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 4 号非農地証明に関する件につい

て事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 新代 申請人：■■■ ■■■ 申請理由：現況が山林化しているため

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

23 番 末安富士子 推進委員 昭和 50 年頃畑として使っていたが管理されなくなり竹林となっている。審議の方よろしく願いいたします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 水原 申請人：■■■ ■■■ 申請理由：現況が山林化しているため

議長 事務局の説明が終わりましたが、担当委員が欠席をしておりますのでこの状況ですので皆様のご意見があればと思います。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 広川 申請人：■■■ ■■■ 申請理由：現況が山林化しているため

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

25 番 山下淳 推進委員 先月許可申請の流れで残地があったということです。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位 3 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 5 号農地中間管理事業の推進に関する法律による広川町農用地利用集積等促進計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 福岡県農業振興推進機構を介した農地の所有権移転 2 件

議 長 事務局の説明が終わりましたので議案第 5 号について質問意見等ありましたらお願いいたします。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。議案第 5 号について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ。